

火災から命を守る住宅用火災警報器

住警器設置で安全な暮らし



住宅用火災警報器の設置が義務化されています。火災を知らせることでいち早く避難できて人命が守られたり、被害が低減できた事例が数多く報告されています。

一方で、火災警報器が設置されていなくて火災に気づかず犠牲となる事例も後を絶ちません。まだ設置していないご家庭では早く設置しましょう。

火災警報器は少なくとも、寝室と、寝室が二階にある場合は階段室の上部に設置しましょう。ほかにも、火を使う機会が多い台所などに設置することもあります。

すでに設置しているご家庭では、設置から10年が経過したものは電池の消耗やセンサーの寿命で正常に機能しない恐れがあります。設置から10年を目安に新しいものと交換しましょう。

購入した記録をもとに何年たっているか確認し、わからないときは本体に記載してある製造年から判断してください。

また、10年たないものでも時々、作動試験スイッチや、作動試験ひもによる



り正常に機能しているか点検しましょう。

古い火災警報器は、

火災でないときに本体から「ピッ・ピッ・ピッ」と短いアラームが一定の間隔で鳴ることがあります。



この場合は電池を含む機器に異常があります。このような時は、新しい火災警報器に交換してください。交換するときは本体に国家検定合格品を示すマークが表示されているものを選びましょう。

火災警報器には単独型と連動型があります。

単独型は火災を感知した警報器だけが鳴動しますが、連動型では建物内の複数の感知器のいずれかが火災を検知したときにも、すべての警報機が一斉に鳴動するため、離れた部屋の火災でも早期に気づくことができます。

【悪質な業者の訪問販売に注意しましょう】

消防署員や役場職員が直接家庭を訪問して住宅用火災警報器や消火器などの点検や販売をすることはありません。おかしいと思ったら、すぐに契約せず、誰かに相談するか消防署や役場に問い合わせてください。鳥取県消費生活センター（0859-34-2648）でも相談できます。

【問合せ】役場総務課 82-1111

西部消防局からのお知らせ

令和7年秋季全国火災予防運動の開催

防火標語：「急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし」

実施期間：11月9日（日）～11月15日（土）

この時期はストーブ等の暖房器具の使用が増えてきます。暖房器具は使用する前に点検を実施し、正しく使って火災が発生しないように、ご注意ください。

問合せ 鳥取県西部広域行政管理組合消防局予防課 TEL 0859-35-1954 FAX 0859-35-1961

マイナ救急実証事業実施中！（令和7年10月1日から全国一斉開始）

マイナ救急は、救急隊が持つカードリーダーで傷病者のマイナ保険証を読み込むことで、傷病者の氏名、生年月日、住所だけでなく、受診した医療機関名、既往歴、薬剤情報、特定健診情報など、救急業務に必要な情報を正確に把握することができます。

マイナ保険証の携帯にご協力をお願いします

マイナ救急を実施するためには、健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード（マイナ保険証）を携帯していただく必要があります。もしもの時に備えて、マイナンバーカードの取得とマイナ保険証の利用登録、マイナ保険証の普段からの携帯にご協力をお願いします。

問合せ 鳥取県西部広域行政管理組合消防局
TEL 0859-35-1957
FAX 0859-35-1961

【詳しくはこちら】
総務省消防庁ホームページ
（あなたの命を守る「マイナ救急」をご覧ください）

